

共同募金 運動

「赤い羽根共同募金」 「地域歳末たすけあい募金」が始まります

今年も10月1日から共同募金運動が全国一斉に始まります。皆さまの温かいご支援を賜りますようお願い申し上げます。

募金は、強制ではありません。皆さまの善意のご協力をお願い申し上げます。

募金の使いみち

赤い羽根共同募金！

集まった募金は、埼玉県共同募金会で取りまとめられます。

その後、集まった募金の50%が松伏町社協へ配分され、残りの50%は県内の社会福祉施設等に配分されます。

松伏町社協では、下記の事業を実施しています。

- ①まつぶし社協だよりの発行
- ②紙おむつ配布事業
- ③地域支援事業

地域歳末たすけあい募金！

集まった募金は、埼玉県共同募金会で取りまとめられます。

その後、集まった募金の全額が松伏町社協に配分されます。松伏町社協では、下記の事業を実施しています。

- ①歳末大掃除事業
- ②ひとり親家庭図書カード配布事業
- ③新生児絵本配布事業
- ④ひとり暮らし高齢者激励事業
- ⑤あったかギフト事業（生活困窮世帯の方）
- ⑥災害対策事業
- ⑦松伏町子育て応援フードパントリーまつぶし事業

歳末たすけあい事業の申請受け付けが始まります

申請期間：令和7年9月19日（金）～令和7年10月10日（金）
午前8時30分～午後5時15分（土日・祝祭日を除く）

申請方法：松伏町社会福祉協議会（ふれあいセンター2階）に直接お越しいただき、申請書にご記入ください。

お越しいただくことができない場合は、担当地区の民生委員さんへご相談いただくか、郵送による申請も受け付けておりますので、ご連絡ください。

連絡先：048-991-2700

注意

※この事業を申請し利用するには、歳末たすけあい運動援護金検討委員会の審査がありますので、必ずしも利用できるとは限りません。
検討委員会で審査を行い、援助世帯を決定します。p3の1～3の事業を重複して利用することはできません。

